

令和3年度 一般社団法人 宮城県薬剤師会事業計画

昨年は新型コロナウイルス感染症対策で明け暮れた一年であり、計画していた事業について、その多くは中止や延期せざるを得ない状況となった。現時点でも予断を許さない状況は持続しているが、そうしたコロナ禍にあっても薬剤師は感染防止に取り組みながら、地域の医薬品供給体制を維持していかなければならない。加えて国民への環境衛生の普及・啓発も重要な責務である。

昨年9月に一部施行された改正医薬品医療機器等法では、薬局はこれまで「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤を行う場所」と定義されていたが、「薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所」であることが追記された。薬剤師による継続的な服薬状況の把握および服薬指導の義務など法制化され、これまで以上に対人業務の重要性が求められることとなった。また情報通信機器を活用し、音声及び映像を用いて適切な服薬指導が実施できる場合においてオンライン服薬指導を行うことが可能となった。加えて本年8月には特定の機能を有する薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の認定も開始される。今回の改正薬機法の目的は、薬局薬剤師が地域医療の一員として貢献し医療従事者として社会に認識されることにある。住民・患者から信頼されて選ばれる「かかりつけ」としての機能と役割を充実・強化し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けてその一翼を担うと共に、期待される役割を果たしていくことが必要であると考えます。

このような状況に鑑み宮城県薬剤師会は、今年度の事業計画立案に当たり新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を第一義とした上で、「かかりつけ薬剤師・薬局」として薬剤師・薬局が地域に欠くことのできない存在として県民より評価・信頼されるために、地区薬剤師会との連携強化と支援の充実を図り、万全な感染症対策のもと以下に掲げる事業を推進する。

1. 会員に対して新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底と周知を行い、地域での医薬品提供体制維持を支援する。
2. 改正薬機法・薬剤師法を周知し、個々の薬局・薬剤師が的確に対応できるよう支援する。
さらに、新たに制度化される特定機能を備える薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の育成を図る。
3. 第55回日本薬剤師会学術大会開催に向けて、実行委員会を中心に地区薬剤師会と連携し、企画立案等の準備を進める。
4. 薬剤師の日常業務に必要な情報提供の強化と、薬剤師の専門性・独自性の育成を目的とする各種研修を実施する。併せてWeb研修システムの構築と地区薬剤師会の協力のもと遠隔研修体制を整備し、会員サービスのさらなる向上を図る。

5. 地域住民への健康情報の提供、セルフメディケーションの支援、在宅患者への医薬品供給・管理指導業務を担う“かかりつけ薬剤師・薬局”及び“健康サポート薬局”の育成を推進し、また薬と健康の集い等の啓発活動への支援を継続しつつ、地域住民との新たな接点拡大のための地域イベントを企画・実行することにより薬剤師職能、かかりつけ薬剤師・薬局の周知を図る。
6. 地区薬剤師会と連携し、薬剤師が国民の健康増進および医療経済の適正化に貢献していることを示す学術的知見の構築に必要とされる事業を実施し、また日本薬剤師会 Drug Event Monitoring (DEM) 事業への取り組みも強化する。
7. 生徒・児童および地域住民への危険ドラッグ等の薬物乱用防止啓発活動及び、アンチドーピング・スポーツファーマシストに関する普及啓発活動を推進する。
8. 臨床・疫学研究において、会員の研究・発表の環境を支援する目的で、人を対象とする医学・薬学系研究の倫理審査委員会を運営すると共にその意義について広く啓発する。
9. 地区・職域薬剤師会および病院薬剤師会、保健行政や関連企業の薬剤師と連携強化を図ると共に、非会員薬剤師・薬学生への本会活動を周知し、賛同者を募り組織活性化・会員増大に務める。
10. 県内の薬剤師偏在解消を目的として、宮城県との連携のもと薬剤師確保事業を展開する。特に未就業者、薬学生等への働きかけを強化する。
11. 未来を担う薬剤師育成のため、薬学実務実習の充実を図ると共に必要な対応を行う。
12. 不測の災害発生に備え、会務継続の確保及び被災地支援の即応態勢・対応能力の維持向上を図る。
13. 日本薬剤師会学術大会・宮城薬剤師学術フォーラムなどへの会員参加を推進し、薬剤師の研究能力の向上を図ると共に、日本薬剤師会生涯学習支援システム「JPALS」の普及につとめ、学習達成度の標準化を図る。
14. 会務運営の効率化と薬事情報センター、医薬品試験センターのさらなる活用を図る。
15. 公益法人への移行について準備を進める。
16. 会務推進に必要な関係諸団体とのさらなる連携強化を推進する。
17. その他本会の目的達成のために必要な事業。